



## Index

- 1 大学院の学位プログラム化を振り返って (P1-4)
- 2 学内FD活動報告 (P5)  
令和4年度全学FD研修会  
『総合学域群の挑戦と課題』実施報告
- 3 我が国の高等教育政策の動向 (P6)  
「文部科学省令和4年度大学設置基準等の改正」について
- 4 用語解説 (P7)  
認証評価
- 5 全学FD研修会開催状況 (P7)

## 1. 特集「大学院の学位プログラム化を振り返って」

(学位プログラム担当学長特別補佐(特命教授) 沼田 治)

先日、教学マネジメント室の田中正弘先生から、「沼田先生が本学における『大学院課程の学位プログラム制への全面移行』を主導なされた功績を、是非とも紙面に残したいと存じます。そこで、可能であれば、自伝のような形でご執筆いただければ幸いです。」という依頼がありました。「主導なされた功績」と言われても、私はたいしたことはしておりません。しかし、私が学位プログラムに抱いた大きな可能性、その可能性が私のエネルギー源になったこと、現場主導の重要性、折衝の過程で私が得た文部科学省の担当者の印象、学生参加の意義などは、皆様のお役に立てるのではないかと考え、文章にまとめさせていただきます。

### 1. 学位プログラムとの出会い

私が筑波大学の大学院の学位プログラム化に関わるようになったきっかけは、2016年に生命環境科学研究科長に就任したことです。しかし、それに先立つ数年前に、私は筑波大学、信州大学、山梨大学、静岡大学の4大学による「山岳科学学位プログラム」の立ち上げに参画しました。その経緯を簡単に紹介いたします。私は2008年に菅平高原実験センター活性化実現のために、センター長に就任しました。私のアイデアは中部山岳に関連する信州大学、岐阜大学との連携プロジェクトの推進でした。幸いなことに三大学

【表紙写真】 大学馬術部の厩舎

連携事業は「地球環境再生プログラム」として実現し、5年間（2010年～2014年）にわたって中部山岳をフィールドとした気象学、水文学、地形学、生態学、分類学、林学、砂防工学、河川工学などの研究が精力的に推進されました。

この連携事業の後継事業に関して、永田学長から「次は教育プログラムを考えてはどうか？」という助言をいただきました。大学間の教育連携は大学院の共同専攻がありますが、条件が厳しく大学設置・学校法人審議会の審査に合格することは並大抵ではありません。この時、私の頭にひらめいたのは、山田前学長と永田学長が提唱していた大学院学位プログラム制のことで、当時の私の理解は「学位プログラムは教育プログラムであり、教員組織ではない」ということでした。一方、専攻は「教員が所属する教員組織であるとともに学生を教育する教育組織である。」わけです。したがって、共同専攻では大学を越えて教員組織を構成するという難題がありますが、単位互換等を活用した学位プログラムを編成することで、大学間連携による山岳科学教育を実現できると考えました。三大学連携事業「地球環境再生プログラム」には筑波大学、信州大学、岐阜大学に加えて、富山大学、静岡大学、山梨大学の研究者も参加していました。これらの大学を訪問し、学長や教育担当副学長に大学間連携による山岳科学学位プログラムの設置について説明しました。その結果、信州大学、山梨大学、静岡大学から賛同を頂きました。賛同を頂いた大きな理由は新たに特別な教員組織を設置する必要が無いこと、即ち、各大学の教育研究組織の編成の考え方や特性を尊重しながら、各大学の山岳科学研究に関わる教員が大学の枠を超えて協力できることでした。4大学連携による山岳科学学位プログラム設置は概算要求事項として文部科学省に申請されました。日本初の試みであったため、文部科学省の担当者も戸惑ったようですが、議論を進めるうちにお互いの理解が深まり、4大学連携の山岳科学学位プログラムの概算要求は認められ、2017年4月に山岳科学学位プログラムはスタートしました。学位プログラムが大学間の壁を無くしたといっても過言では

ありません。私は学位プログラムの可能性に大きな魅力を感じました。

## 2. 学位プログラム担当研究科長に就任

4大学連携の山岳科学学位プログラムについて文部科学省と折衝しているとき、本学では大学院の学位プログラム制への移行が検討されていました。ある日、若手教授が私のオフィスに訪ねて来ました。彼の用件は生命環境科学研究科長に立候補してほしいということでした。なぜ私に白羽の矢を立てたのかと聞いたところ、山岳科学学位プログラムの設置に尽力している沼田なら、学位プログラム制移行を円滑に進めてくれるのではないかと考えたとのこと。この件は多くの教員に相談し、賛同を得ているとのことでした。大学間の垣根も無くす学位プログラムに大きな魅力を感じていた私は快諾しました。研究科長に選ばれた私は学位プログラム制によって、大学院をより良いものにしたいと希望に燃えていました。

## 3. 研究科長懇談会の立ち上げ

2016年4月に、私は生命環境科学研究科長として大学院教育会議に出席しました。大学院の学位プログラム制移行に関しては、月1回開かれる大学院教育会議で議論が進められました。しかし、審議内容が月ごとに変わるような状況で、非常に不安になりました。私の不満は原案の作成に研究科長がコミットしていないことでした。現場をスルーしてどこかで議論が進んでいたのです。

私と同じ思いをしていた研究科長、副研究科長もかなりおられたようでした。そこで、当時の人間総合科学研究科長の園山先生と相談して、学位プログラム制に関する研究科長懇談会を立ち上げることにしました。2016年の10月頃だったと思います。ここでは学位プログラム制移行に関する各研究科の問題点、疑問点について話し合い、どのように学位プログラム制に移行するのか作戦を練ることにしました。最初の会合では、参加した研究科長、副研究科長が忌憚のない意見を出し合い、とても良い雰囲気

研究科長懇談会はスタートしました。

この研究科長懇談会をオーソライズしてもらうため、永田学長にお願いに行きました。現場の声を尊重してもらいたいことを率直に学長にお願いしたところ快く認めてくれました。その結果、学位プログラム制移行に関する具体的な課題を現場が主体となって議論する場として、大学院教育会議の下に「研究科長・副研究科長連絡会議」を設置することになり、その議長に就任することになりました。

そこで気が付いたことは8つの研究科の間で大きな温度差があったことです。システム情報工学研究科が学位プログラム制移行に関する並々ならぬ情熱をもっていました。自分たちだけでも学位プログラム制移行を実現するという強い信念のもと、学位プログラム制のアウトライン（案）を完成させていました。この案をたたき台にして、研究科長・副研究科長連絡会議で議論できたことが作業の効率化に大きく貢献したと思います。達成度評価に関する汎用コンピテンスや専門コンピテンスの議論でこのアウトラインがとても役立ったと思います。

専攻が学位プログラムになり、研究科が専攻相当の研究群になる。そしてこれが一番大事なことですが、大学院は1学術院（研究科相当）にすることで構想の大枠が決まりました。学位プログラムの設定に関しては、授与する学位に対応して学位プログラムを設置することになりました。例えば、修士（文学）、博士（文学）を授与するいくつかの専攻は一つにまとめたり人文学学位プログラムを編成するということです。一方、修士（理学）、博士（理学）あるいは修士（工学）、博士（工学）を授与する専攻に関しては一つにまとめると学位プログラムが大きくなりすぎるので、従来の専攻を学位プログラムに移行することとしました。

#### 4. 文部科学省との折衝

このようにして学内で、学位プログラム制移行の具体案が作られてきましたので、文部科学省に説明に行くことになりました。

文部科学省との交渉はとても厳しいものでした。文部科学省担当者の指摘にいかにか答えるか、提示された課題をどのように解決するか、我々の主張をどのようにしたら認めてもらえるか、頭の痛い問題が次から次に出てきてとても不安になりました。

具体的な内容は控えさせていただきますが、文部科学省との交渉の結果、明らかになったことは以下の点だと私は考えています。

#### ●「1研究科は認められなかったこと。」

筑波大学の当初の学位プログラム制の目玉は、8研究科を1研究科（学術院）に統合することでした。研究科の枠を取り払って、分野横断型の学位プログラムの設置を可能にしようと考えたわけです。当時の大学院収容定員は5,686人でした。

大学院設置基準第2章第5条「研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。」と規定されています。研究科以外の基本組織を置く場合も同様に「教育研究上適当な規模内容を有すること」（第7条の3）と規定されていますので、大学院収容定員5,686人の1研究科（学術院）は認められなかったようです。

#### ●「交渉の過程で学位プログラムの姿が明確になったこと」

教員が担当できる学位プログラムの数、学位プログラムと授与する学位名との関係、学位系統としてあらたに「専門学位」を設定すること、学術院をどのような形で設置するかなどは、文部科学省との交渉の中からよりよい姿になったと思います。

#### ●「筑波大学の大学院学位プログラム制移行を評価してくれたこと」

これは私の個人的な感想ですが、交渉を重ねるにつれて文部科学省の担当者が学位プログラム移行を高く評価していると感じるようになりました。頭痛の種が少しずつ減っていると感じたわけです。私はうれしく思いました。

●「分野融合的な新しい学院の設置が認められなかったこと」

複雑な事情により全学的な分野横断型の新しい組織の設置には至りませんでした。第4期中期目標・中期計画において、その計画が掲げられています。皆で知恵を集め良い組織の設置を勝ち取っていただきたいと思えます。

5. 無事、設置審査で承認される！

2019年4月の設置申請に向けて、申請書類のブラッシュアップを図り、無事に申請を終えました。教育推進部の事務方の努力には頭が下がります。そして、いろいろ無理なお願いをした各部局の担当の方々にも心から感謝いたします。準備万端整えた甲斐があり、2019年8月に審査結果の伝達を受け、2019年9月に設置報告書を提出し、設置手続を完了しました。肩の荷を下ろすことができ私は本当にうれしく思いました。学長からは慰労の言葉をいただき、慰労会まで開催していただきました。

6. 教学マネジメント室の設置と学位プログラムレビューのしくみづくり

学位プログラム制に関して文部科学省から学位プログラムの質保証はしっかりやってくださいという指摘をいただきました。本学としても学位プログラム移行の要は内部質保証の仕組み作りであると認識しており、その具体化に着手しました。その結果、学位プログラムの質保証全般を実施する教学マネジメント室を設置し、学位プログラムの毎年のモニタリングと6年に一度のプログラムレビューを行うことが決まりました。プログラムレビューは7年に1度行われる大学機関別認証評価を念頭に置いて、12の自己評価項目からなるルーブリックと、5つの評価段階を設定しました。2020

年から、1回目のプログラムレビューが進められています（第1回のプログラムレビューは特別に4年に1回となりました）。

プログラムレビューを行う評価委員会の構成について特筆すべき点があります。それは、評価委員の中に学生委員を加えたことです。現在、評価委員の構成は内部委員、学生委員、外部委員が2人ずつ、あるいは3人ずつ、計6人～9人程度で構成しています。当初、学生委員を加えることには反対意見がありましたが、私は学生委員を加えたことは成功だったと思います。教育を受ける立場である学生の意見はまさに「正鵠を射る」ものでした。

評価項目の① 人材養成目的及び3つのポリシーの策定・検証に関して、学生委員からは「入学後のオリエンテーションで担当者が生の声で説明してほしい。」という要望がありました。生の声での説明ならば教員の熱意も伝わり質問もできますが、書いてあるものを読んでくださいでは迫力が無いというわけです。④ シラバスの作成・改善は学生にとって一番重要な項目です。学生委員からはシラバスの改善について建設的な意見が出てきました。⑤ 成績評価に関して同様に学生委員から具体的な意見が出てきました。評価される学生の意見はなかなか示唆に富んだ内容でした。学生委員の意見を取り入れることで、プログラムレビューが実態に即した形で進めることができたと思います。教員の皆様をお願いします。学生の意見をくみ上げ、学生の立場になって、シラバスの作成や成績評価のブラッシュアップにご協力ください。よろしくお願いします。

7. 終わりに

筑波大学の学位プログラム制移行に関して、その経緯を紹介しました。この文章が皆様に役立てば幸いです。最も大事なことはこれから学位プログラムをいかに運営するかということだと思います。学位プログラムのしくみをさらに磨き上げ、学生にとっても教員にとっても十分満足できる学位プログラムを作り上げてください。よろしくお願いいたします。

(了)

## 2. 学内FD活動報告

### 令和4年度全学FD研修会『総合学域群の挑戦と課題』実施報告

(教学マネジメント室教育力向上部門長 田中 正弘)

令和4年度全学FD研修会「総合学域群の挑戦と課題－新しい学修支援を求めて－」を、12月14日(水) 12:15～13:45に、オンライン(MS Teams Webinar)で開催いたしました。なお、本部棟5階大会議室での対面参加も認めるハイブリッドで実施し、参加者は計79名(学生10名を含む)となりました。

この研修会の目的は、筑波大学における新たな学修支援の取り組みを、総合学域群を事例として多面的に論じることです。総合学域群を事例に選んだ理由は、他の教育組織にはない、アカデミックサポートセンターを中心とする履修支援の体制が組まれており、その体制が文理の枠にとられない学生個々の興味・関心に応じたチュートリアル教育の実践を目指す本学全体にとって、示唆に富むものであると判断したためでもあります。

開催挨拶は、加藤光保先生(副学長・理事(教育担当))に行っていただきました。次に、私(教学マネジメント室教育力向上部門長)の趣旨説明の後に、総合学域群の3名に講演をしていただきました。その3名のお名前、および講演タイトルは、以下の通りです。

山中弘先生(総合学域群長)

「総合学域群の学修支援のねらい」

古畑翼さん(総合学域群専門スタッフ)

「新たな学修支援の模索」

後藤侑美さん(総合学域群第3類1年次)

「学生は、総合学域群の学修支援をどう見ているのか？」

山中弘先生には、学修支援体制の全体像を説明していただきました。さらに、学際研究プロジェクトの概要も動画付きで紹介いただきました。古畑さんは、学修支援の現状と課題を経験談も踏まえて、より具体的に話してくださいました。後藤さんは、学生という当事者の立場から、移行先選びで「悩んだこと」、「困ったこと」を赤裸々に語ってくれました。

質疑応答は、主にWebinarのチャット機能を用いて、活発に行われました。一例として、「学類選びだけでなく、長期的な将来をも含めた進路について悩みを共有する場があると、良いのではないか」という質問が出されました。また、会場に足を運んでくれた総合学域群出身の学生(現：生物学類2年生)からも実体験に基づく改善点が示されるなど、有意義な時間となりました。

最後に、山中敏正先生(教学マネジメント室長・教授)の閉会挨拶で研修会を締めさせていただきました。なお、今回の反省点は音声に不具合が発生してしまったことです。お聞き苦しい点があったことをお詫びするとともに、次回までに改善できるように努めます。(了)

#### ○発表者紹介



**加藤 光保**  
副学長・理事  
(教育担当)

#### 総合学域群の挑戦と課題



**山中 弘**  
総合学域群長



**古畑 翼**  
総合学域群  
アカデミックサポート  
センター 専門スタッフ



**後藤 侑美**  
総合学域群 第3類  
第1年次 (開催時)

#### 総合学域群の挑戦と課題



**山中 敏正**  
教学マネジメント室長



**田中 正弘**  
教学マネジメント室  
教育力向上部門長  
(司会)

### 3. 我が国の高等教育政策の動向

#### 「文部科学省令和4年度大学設置基準等の改正」について

(教学マネジメント室 稲永 由紀)

去る2022（令和4）年9月に、大学設置基準の改正がおこなわれました。大学設置基準は学校教育法を根拠法令とする省令で、過去に何度も改正されていますが、今回の改訂は、大学設置に関する大幅な規制緩和を打ち出した1991（平成3）年のいわゆる「大学設置基準の大綱化」に匹敵する大きな改正です。

今回の改正の背景には、いわゆるグランドデザイン答申（2018）における「学修者本位の教育への転換」があります。「学修者本位の教育」の実現には多様性と柔軟性を持った高等教育への転換が必要だということで、2020年に中央教育審議会大学分科会に質保証システム部会を設けて質保証システム全体の見直しを行い、今回の設置基準改正へ反映させています。

そのため今回の改正は、同じ規制緩和でも、これまでと少し異なっています。例えば、1授業科目の授業期間や1単位に必要な授業時間数は、各大学の判断によって定められるようになっていきます（但し、1単位の授業科目を標準45時間に相当する学修内容が必要であることに変わりはありません。大学設置基準第21条、同23条）。一方で、多様性と柔軟性確保のための前提条件として、各大学での教育の内部質保証の確実な履行が求められています。TAなど授業補助者への研修も義務化されました（同第11条）。更に、内部質保証体制が十分機能していることなどを条件に、教育課程等に係る一部規定（「特例対象規定」）の一部または全部を満たさなくてもよいとする制度（教育課程等に係る特例制度）を新設し、大学の創意工夫に基づく先導的な取り組みの促進がめざされています（同第57条）。基準を最低限として各機関での創意工夫を促し、内部質保証状況のチェックを通して政府による統制がおこなわれる形です。

同時に、「学修者本位の教育」からの今回の改正で、大学の組織そのものの基準を記述する基本的な考え方自体も変わっています。まず、従来の「教員組織」「事務組織」は、「教育研究実施組織」「厚生補導組織」「大学

運営組織」という教職員組織として整理されました（同第7条）。設置基準上の組織の記述を、大学教育を中心とした組織の機能の別にするすることで、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働の実質化を前面に打ちだしています。更に、教育課程の編成等に責任を負う「基幹教員」という概念が導入されました（同第8条ほか）。これまで教育課程の編成等に責任を負うのは「一の大学に限り」なることができるいわゆる専任教員だけでしたが、「一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当」する教員であれば、専任教員でなくとも基幹教員になることが可能となり、基幹教員の必要最低教員数全体の1/4までならこうした教員も必要最低教員数として算入可能です。専任教員も学内外の複数の学位プログラムの基幹教員となれます。

基幹教員制度自体は成長分野に限らず、職業人養成に深く関わりを持つ学位プログラムや学際的な学位プログラムなどでは自然な考え方ですが、そもそも大学が教育、研究など複数の機能を持つもの（マルチパーシティ）であることを考えると、設置基準レベルでの大学組織および教員そのものの記述変更が持つ意味は重いようにも感じます。

「基幹教員」等規定の適用には特に期限の定めはありませんが、学部等新設の場合に適用されるため、本学でも早々に本改正への対応が議論されることとなります。この機会に下の解説資料などにも目を通してみてください。

(了)

- ・文部科学省（2022）「令和4年度大学設置基準等の改正について」（解説資料）[https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt\\_daigakuc01-000025195\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf)  
（最終アクセス日：2023年4月10日）
- ・高等教育質保証研究会（2023）『大学設置審査評価法令集（2022年11月追補版）』地域科学研究会高等教育情報センター
- \* 文部科学省（2022）を元にした解説動画も、MEXTウェブサイトにも公開されています。[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm)

#### 4. 用語解説：認証評価

(教育機構支援課)

認証評価とは、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学等の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき行う評価制度のことです<sup>\*1</sup>。認証評価には、機関別認証評価と分野別認証評価の2種類があります。機関別認証評価は大学等の機関単位で実施される評価で、7年以内ごとに、分野別認証評価は専門職大学院等を単位として実施される評価で、5年以内ごとに受審することが義務付けられています。本学は、2024年度に3回目の機関別認証評価を受審する予定です。本稿では主に機関別認証評価を中心に、その導入経緯や制度の概要を紹介します。

認証評価制度は、2004年に学校教育法の改正により導入されました。遡れば、我が国の大学の評価制度は、1991年の自己点検・評価の努力義務化が始まりと言えます。これは、いわゆる「大学設置基準の大綱化」と併せて導入されたもので、各大学が自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を不断に点検・評価し、改善への努力を行うことを求めたものです。1999年には、大学審議会答申<sup>\*2</sup>を受け、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されるとともに、自己点検・評価結果の学外者による検証が努力義務化されました。また、第三者による専門的な判断を基礎とした信頼性・透明性の高い大学評価を実施するため、2000年に学位授与機構を改組し、大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）が設置されました。

このような経過に、事前規制型から事後チェック型への移行を図る規制改革の流れ<sup>\*3</sup>も加わり、2002年の中央教育審議会答申<sup>\*4</sup>では、①設置認可制度の弾力化、②第三者評価制度の導入、③法令違反状態の大学に対する是正措置の導入などからなる大学の質の保証に係る新たなシステムの構築が提言されました。これを受けて、事前規制である設置認可制度の見直しとして届出制の導入等が行われるとともに、事後チェックの仕組みとして認証評価制度がスタートしました。

大学の機関別認証評価を行う機関は、現在、大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構など5機関があります。認証評価機関は、国が定める大枠<sup>\*5</sup>に基づき自ら大学評価基準を定め、大学はいずれかの認証評価機関を選択し、当該機関が定める評価基準に基づき認証評価を受審します。

機関別認証評価は、2018年度から第3サイクルに入りました。第3サイクルでは、各認証評価機関が定める評価基準に共通に定めるべき事項として、三つの方針<sup>\*6</sup>に関すること及び内部質保証に関することが追加され、内部質保証については重点的に評価することとされています。これは、法令適合性など最低限の質の確認のみならず、大学の教育研究活動の質的改善を促す評価制度への転換を図ることを狙いとしたものです。

大学は学術の中心として、高い自主性・自律性が尊重される機関であり、学生の学びの質を保証する責任はほかでもなく大学自身にあります。機関別認証評価において内部質保証が重点評価項目とされる所以です。認証評価制度は第三者評価として外部質保証の役割を担っていますが、それは大学自身による内部質保証を前提しており、大学教育の質保証の根幹は内部質保証にあります。大学が自由で多様な発展を遂げていく上で、モニタリング及びプログラムレビューをはじめとする自主的・自律的な質保証の取組を恒常的かつ効果的に実施していくことは極めて重要と言えます。（了）

\*1 出典：大学改革支援・学位授与機構 大学質保証ポータル <https://niadqe.jp/information/certification-evaluation/>

\*2 「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-（答申）」（1998年10月）

\*3 「規制改革の推進に関する第一次答申」（2001年12月総合規制改革会議）

\*4 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（2002年8月）

\*5 「学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」により規定

\*6 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

#### 5. 全学FD研修会開催状況

No.	名称	開催日	実施方法
1	総合学域群の挑戦と課題	12月14日(水)	オンライン
2	オーリン工科大学の新しい学士課程教育の実践に学ぶ	12月16日(金)	オンライン
3	Institutional Research Forum 学生はどのような授業形態を求めているのか？	12月19日(月)	オンライン
4	グッドプラクティス事例紹介	1月1日(日)～3月末	オンデマンド
5	ファーストイヤーセミナー担当教員等のためのFD	3月1日(水)	対面+オンデマンド
6	ICTを活用した授業設計	3月8日(水)	オンライン
7	英語で効果的に授業を行うために（再掲）	3月2日(木)、3月10日(金)	オンライン
8	研究倫理研修会	3月10日(金)	オンライン
9	SOGI/LGBTQ+に関する基礎知識と筑波大学の取組	3月13日(月)～3月31日(金)	オンデマンド
10	モニタリング及びプログラムレビュー説明会	3月17日(金)～、+3月29日(水)	オンデマンド+オンライン